

2022年11月8日

教員各位

理事・副学長（教育・国際担当）
舞田正志

教室収容定員の取り扱いについて

「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（令和2年6月5日付 高等教育局長通知）に基づき、感染症の拡大防止と学生の学修機会の確保とを両立する観点から、「後学期における対面授業実施方法について」（2020年7月31日新型コロナウイルス対策本部決定）を定め、2020年後学期以降、教室収容定員は、原則、市松模様の座席配置（収容定員の1/2相当）とし、現在まで対面授業を実施しています。

また、2022年4月以降の対面授業については、「2022（令和4）年4月以降における授業の実施形態について」（2022年2月1日 理事（教育・国際担当）通知）に基づき、「対面授業で実施することを原則とし、その上で、授業担当教員が高い教育効果を見込め、学習到達目標の達成に資する授業方法であると判断する場合は、遠隔授業での実施を可とする。」として実施していますが、教室収容定員については、前述の取り扱いを継続しています。

このため、確保可能な教室の収容定員を履修者数が超える授業科目については、やむを得ず、遠隔授業や授業の対面と遠隔の分割実施、履修者の抽選による制限等の措置を講じている授業科目が生じています。

また、教室収容定員の制限に伴い、ハード面等から学修環境に必ずしも適していない講堂や集会室を教室の代替として使用せざるを得ない授業科目も生じています。

このような状況を踏まえ、本日開催の新型コロナウイルス対策本部会議において、対応レベル（2021年6月17日決定）に応じ、学生の状況・希望等を踏まえつつ、教室の規模、履修者数、教育効果等を総合的に考慮し、感染対策を十分講じた上で、以下の教室収容定員により、授業を実施することとなりましたのでお知らせします。

なお、感染防止策として授業中のマスク着用、教室の換気は引き続き徹底して実施していただきますようお願いいたします。

【対応レベル1】

対面授業で実施することを原則とする。その上で、遠隔授業での対応が可能なものやむしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨する。

【教室収容定員】

学生の発言を求める授業（例：語学系科目等）を除き、本来の教室収容定員どおりとする可とする。（申請方法等は次頁参照）

◎申請方法等

- ・履修登録者数が収容定員の1/2を超えない科目は申請不要です。
- ・履修登録者数が収容定員の1/2を超える科目は、「教室収容定員緩和申請書」を下記提出先へメールにより申請願います。

提出先：品川キャンパス教員

学務部教務課教務係 k-kyomu1@o.kaiyodai.ac.jp

越中島キャンパス教員

越中島地区事務室教育支援係 e-kyomu@o.kaiyodai.ac.jp